

# 小規模事業者経営継続支援事業（コロナ第3波対応型）

【補正予算額：551,000千円】

新型コロナウイルス感染症第3波及び第2回目の緊急事態宣言の影響を受け、売上減少により経営が厳しい状況にある小規模事業者等に対して経営継続のための支援金を交付する。

## ○交付対象

- ・市内に事業所を有する小規模事業者又は個人事業主であること。
- ・令和3年1月から3月までの3カ月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月比で30%以上減少していること。
- ・令和2年1月から3月までの3カ月のうち、いずれかひと月の売上額が20万円以上あること。

○支援金額 1事業所あたり一律200千円

○申請期間 令和3年3月から7月末まで（予定）

○事業費 ①支援金 550,000千円（交付見込：2,750事業所×200千円）

②事務費 1,000千円

○財 源 地方創生臨時交付金 551,000千円

## ※今後の事業者向け支援対策について

小規模事業者以外の事業者や分野に応じた支援については、新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査の分析結果を踏まえ、別途検討する。

# 参考資料

雇用調整助成金の特例措置の延長について (令和3年2月8日 リーフレット、厚労省HPより)

(事業主の方へ)

## 新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に**、休業手当相当額等を助成するものです。

### 延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年2月28日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、この特例措置を

### 緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末

まで延長いたします。

(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県について、令和3年3月7日までとする緊急事態宣言を実施)

### 注意点など

#### ○ 休業・教育訓練の場合の助成率

- ・中小企業 : 4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)
- ・大企業 : 2/3 (解雇等を行っていない場合は3/4) (※1)

(※1) 緊急事態宣言対象区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する飲食店等又は生産指標(売上等)が前年又は前々年同期と比べ3か月の平均値で30%以上減少した全国の大企業に關しては、緊急事態宣言対応特例として、**助成率を4/5(解雇等を行っていない場合は10/10)に引き上げます。**

#### ○ 学生アルバイト・パート労働者(※2)も対象(※3)


- (※2) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者
- (※3) 「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

○ 緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

### お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL030208企01

山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)のご案内 (山形県HPより)

## 山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)のご案内

～山形県は従業員の雇用維持に努力される事業主を応援します!～

新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の休業を余儀なくされた中小・小規模事業者に対し、事業主の負担を軽減し雇用の維持を図るため、山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)を創設しました。この雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)を活用してもなお企業負担が残る場合に費用の一部を上乗せ助成します。

#### ○ 対象事業主

山形県内の事業所で雇用する労働者について、令和2年4月1日以降を支給対象期間とし雇用調整助成金等の支給決定を受けた実績のある中小・小規模事業者

#### ○ 対象となる休業

**令和2年4月1日～令和2年12月31日**を支給対象期間とする雇用調整助成金等の支給決定を受けた休業等

\* 令和2年4月1日から12月31日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象

#### ○ 対象経費

山形県内の事業所で雇用する労働者に係る雇用調整助成金等の対象となった額(ただし、教育訓練に係る加算額を除く)

#### ○ 助成率

**4月1日～12月31日**

**国の助成率4/5の場合 対象経費の1/20**

\* 国及び県の助成額の合計の上限は対象経費の額となります。

\* 国の助成率が10/10の場合は山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)の交付はありません。

#### ○ 申請手続

\* 「山形県雇用調整助成金支給申請書(様式第1号)」に必要事項を記入ください。

\* 国(山形労働局・ハローワーク)へ提出した書類の写しを添付して提出ください。

＜添付書類＞

雇用調整助成金の場合

【緊急雇用安定助成金、5月19日に改正(簡略化)された手続をとった場合の添付書類はHPでご確認ください】

- 雇用調整助成金支給決定通知書の写し
- 雇用調整助成金(休業等)支給申請書の写し
- 雇用調整助成金助成額算定書の写し
- 誓約書(様式第3号)
- 情報提供同意書
- 債権者登録申出書(既に登録済の場合は不要)

\* 国(山形労働局)の支給決定日から**原則として1か月以内に提出**してください。

(ただし、追給の対象となった場合は、追給の支給決定通知書が届いてから1か月以内に提出してください。)

\* 提出は**郵送**でお願いします。(持参不可)

HP: <https://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110009/koyotaisakutantai/koyotyokinuwanose.html>

QR



＜お問合せ先・提出先＞

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県産業労働部 雇用対策課 雇用対策担当  
電話023-630-2377 FAX023-630-2376

